

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

平成12年5月1日 商総4第4-21号 全部改正
平成13年5月1日 商総4第4-4号 一部改正
平成18年3月31日 商総第1574号 一部改正
平成19年3月31日 商総第1643号 一部改正
平成20年3月28日 商総第2227号 一部改正
平成21年3月30日 商総第2371号 一部改正

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「山梨県中小企業団体中央会」（以下「山梨県中央会」という。）とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する「都道府県中小企業団体中央会」のうち、山梨県の区域を地区とするものをいう。

2 この要綱において「組合」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人
- (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条において規定する中小企業者であるもの

3 この要綱において「組合等」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項に掲げる組合
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人
- (3) 知事が別途定める団体

(補助金の目的)

第3条 山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金は、山梨県中央会が行う中小企業連携組織推進指導事業に対し助成することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第4条 県の山梨県中央会に対する山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の交付は、次の各号に掲げる事業に要する経費であつて別表の経費区分ごとに定める補助対象経費に含まれるもののうち、知事が必要かつ適切であると認めたものについて行うものとする。

- (1) 山梨県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するための指導員及び職員を設置する事業
- (2) 山梨県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業
中小企業基盤整備機構の指導員研修、情報担当指導員研修及び診断士養成コースへの派遣等
- (3) 山梨県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得

等の事業

指導資料及び組合台帳の作成、ファクシミリ及びコンピュータの設置、支所、出張所の借り上げ、指導車輛の設置等

(4) 地域産業実態調査事業

地域産業の実態、中小企業の連携状況、専門家を活用した成功事例等について調査する事業及び当該データベースを作成する事業

(5) 組合等への情報提供事業

情報誌等による各種情報の提供

(6) 中央会指導員等研究会開催事業

ブロック研究会の開催並びに当該研究会及び全国中央会が開催する中央研究会への参加

(7) 組合指導情報整備事業

コンピュータを活用した各種情報検索システムの構築等に係る事業及び中央会間の情報ネットワークの運営、インターネットを利用した中小企業情報の発信に係る事業等

(8) 組合情報化推進研修事業

組合及び組合員企業等の情報化を促進するためのパソコン実技に関する研修

(9) 中小企業団体情報連絡員設置事業

中小企業情報連絡員（山梨県内の地区、業種を代表する組合の役職員等）を山梨県内に配置する事業

(10) 中小企業連携組織等支援事業

問題を抱える組合等の連携組織に対して、専門家等を活用して支援する事業

(11) 官公需資料作成普及事業

官公需資料の作成及び普及に関する事業

(補助率)

第5条 県が山梨県中央会に交付する補助金の額は、次の各号に定める場合を除き、別表の経費区分ごとに、当該経費区分に関する補助対象経費の範囲内とする。ただし、別表の経費区分中の中小企業連携組織等支援事業については、当該経費区分に関する補助対象経費の3分の2以内とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 山梨県中小企業団体中央会会長（以下「山梨県中央会会長」という。）は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付申請書を知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 山梨県中央会会長は、前項の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2による山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書を山梨県中央会会長に送付するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 山梨県中央会会長は、前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服がある場合には、申請の取り下げをすることができる。

2 この場合における申請の取り下げをすることができる期限は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 山梨県中央会会長は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きに規定する軽微な変更とは、補助事業の経費の配分に係る変更であって、別表の各事業区分及び各経費区分の相互間においていずれか低い額の20パーセントを超えない経費の配分の変更であるものをいう。

3 支所・出張所借室料、指導用車両設置費、特別研究指導費については、他の経費区分の経費と相互間の流用は認めない。

(補助対象職員の変更)

第10条 山梨県中央会会長は、補助対象職員の変更(退職又は任用をいう。以下同じ)をしようとするときは、様式第4により、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

(補助対象職員の長期欠勤等)

第11条 山梨県中央会会長は、補助対象職員が引き続き3月を超えて欠勤し、又は本務

を離れるに至った場合（前条の規定による変更届を提出しようとする場合を除く。）には、速やかに様式第5による補助対象職員長期欠勤届を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告があった場合において、知事は必要な指示をすることができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第12条 山梨県中央会会長は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（事故の届出）

第13条 山梨県中央会会長は、非常災害等により補助事業が当該事業に係る会計年度末までに完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第7による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第14条 山梨県中央会会長は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第8による補助事業遂行状況報告書を10月10日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 山梨県中央会会長は補助事業の実績について、様式第9による山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に係る補助事業実績報告書を会計年度終了後10日以内（ただし、第12条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内）に知事に提出しなければならない。

2 山梨県中央会会長は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山梨県中央会会長あてに通知する。

2 知事は、山梨県中央会会長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理及び処分）

第17条 山梨県中央会会長は、補助事業により山梨県中央会が取得した備品についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 山梨県中央会会長は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金により取得した備品について、知事が別に定める時期までに、他の用途での使用、他の者に対する貸付け若しくは譲渡、他の物件との交換又は債務の担保への提供（以下「取得財産の処分」という。）を行うときは、あらかじめ様式第10による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

3 知事は山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金により取得した備品について取得財産の処分を行うことにより山梨県中央会に収入があるときは、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、山梨県中央会に当該収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 山梨県中央会会長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に対応する山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の概算払及び精算払の請求）

第19条 山梨県中央会会長は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、様式第12による山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払請求書又は様式第13による山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第20条 山梨県中央会会長は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

附則（平成18年3月31日 商総第1574号）

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成19年3月30日 商総第1643号）

第1条 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月28日 商総第2227号）

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年3月30日 商総第2371号）

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金補助対象経費

事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
1 山梨県中央 会が中小企業 連携組織推進 指導事業を実 施するための 指導員及び職 員を設置する 事業	(1) 給料	給料
	(2) 扶養手当	扶養手当
	(3) 地域手当	地域手当
	(4) 寒冷地手当	寒冷地手当
	(5) 通勤手当	通勤手当
	(6) 期末・勤勉手当	期末・勤勉手当
	(7) 住居手当	住居手当
	(8) 超過勤務手当	超過勤務手当
	(9) 福利厚生費	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料及び労災保険料の事業者負担分
	(10) 福利環境整備費	指導員及び職員に係る福利環境整備費の事業者負担分
	(11) 旅費	旅費（指導員旅費、職員旅費、指導員講習会出席旅費）
	(12) 庁費	備品費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、燃料費、修繕費、資料費、会議費、借損料
2 山梨県中央 会が指導員等 の資質の向上 を図る事業	(1) 旅費	旅費（指導員研修会出席旅費、経営指導員等研修会出席旅費、診断士養成コース出席旅費、中小企業支援担当者研修会出席旅費、県の承認を受けた研修会等の出席旅費）
	(2) 研修受講料	受講料（中小企業大学校で行う指導員研修、中小企業支援担当者研修及び診断士養成コース）
	(3) 特別資質向上費	指導員及び職員の中小企業連携組織推進指導内容の向上に資する通信教育、外部研修等の受講料及びそれらを受講する上で必要な参考資料購入費
	(4) 特別研究指導費	中小企業連携組織推進指導事業の推進のため、主席又は主任の指導員の特別研究指導に必要な研究指導手当、参考資料購入費及び旅費
3 山梨県中央 会が中小企業 連携組織推進 指導事業を実 施するために 必要な備品の 取得等の事業	(1) 庁費	組合台帳作成費、資料費
	(2) ファクシミリ設置費	本部及び支所・出張所のファクシミリ設置費
	(3) コンピュータ設置費	本部及び支所・出張所のコンピュータ設置費、ソフトウェア導入経費
	(4) 支所・出張所借室料	支所・出張所分の借室料
	(5) 指導用車両設置費	指導用車両設置費

事業区分	経費区分	補助対象経費の内容
4 地域産業実態調査事業	地域産業実態調査事業費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、集計費、原稿料、データベースプログラム作成費、データ入力費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費
5 組合等への情報提供事業	情報提供事業費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、消耗品費、雑役務費、通信運搬費
6 中央会指導員等研究会開催事業	(1)中央会指導員等研究会開催費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、通信運搬費
	(2)中央研究会参加旅費	旅費
7 組合指導情報整備事業	(1)組合指導情報整備事業費	謝金、旅費、会場借料、会議費、資料費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、外部研修受講料、教材費
	(2)ネットワーク運営費	ハード・ソフト借損料、通信回線設置費・利用料、インターネット加入料・利用料、データベース構築・管理費、謝金、旅費、会場借料、会議費、資料費、通信運搬費、消耗品費、研修受講料
8 組合情報化推進研修事業	組合情報化推進研修事業費	謝金、旅費、会場借料、機器借上料、消耗品費、通信運搬費、教材費
9 中小企業団体情報連絡員設置事業	中小企業団体情報連絡員設置費	謝金、交通通信費、会議費、資料費、会場借料、消耗品費
10 中小企業連携組織等支援事業	中小企業連携組織等支援事業費	謝金、旅費、会議費、会場借料、資料費、印刷費、車両借上料、借損料、見学実習費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費
11 官公需資料作成普及事業	官公需資料作成普及費	印刷費、通信運搬費、資料費、消耗品費

様式第 1

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付申請書

本会は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の目的
2. 補助金交付申請額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
3. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙補助事業計画書のとおり

様式第1の別紙

1. 補助事業計画書

事業区分	経費区分	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考
1 山梨県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するたための指導員及び職員を設置する事業	(1) 給料	延			設置人員 指導員 人 職員 人
	(2) 扶養手当	延			
	(3) 地域手当	延			
	(4) 寒冷地手当	-			
	(5) 通勤手当	延			
	(6) 期末・勤勉手当	延			
	(7) 住居手当	延			
	(8) 超過勤務手当	-			
	(9) 福利厚生費	人			
	(10) 福利環境整備費	人			
	(11) 旅費 うち指導旅費 うち指導員講習会出席旅費	- 人 人			
(12) 庁費	-				
(10)～(12)計					
(1)～(12)合計					
2 山梨県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業	(1) 旅費	人			
	うち指導員研修会	人			
	うち経営指導員等研修会	人			
	うち中小企業支援担当者研修会	人			
	うち診断士養成研修	人			
	うちその他研修会等	人			
	(2) 研修受講料	人			
	うち指導員研修会	人			
	うち経営指導員等研修会	人			
	うち中小企業支援担当者研修会	人			
	うち診断士養成研修	人			
(3) 特別資質向上費	人				

事業区分	経費区分	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考
3	(4)特別研究指導費 うち主席 うち主任	人 人 人			
	計				
3 山梨県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するた めに必要な備品の取得等の事業	(1)庁費	-			
	(2)ファクシミリ設置費	台			
	(3)コンピュータ設置費	-			
	(4)支所・出張所借室料	か所			
	(5)指導用車両設置費	台			
計					
4 地域産業実態調査事業	地域産業実態調査事業費	テーマ			テーマ名
5 組合等への情報提供事業	情報提供事業費	-			
6 中央会指導員等研究会開催事業	(1)中央会指導員等研究会開催費	回			開催テーマ又は参加人数
	(2)中央会研究会参加旅費	人			
計					
7 組合指導情報整備事業	(1)組合指導情報整備事業費	人			
	うち体制整備費 うち指導員研修費 うち外部機関派遣費 (2)ネットワーク運営費	人 人			
計					
8 組合情報化推進研修事業	組合情報化推進研修事業費	回			参加人数

事業区分	経費区分	員数等	補助事業に要する経費	補助金申請額	備考
9 中小企業団体情報連絡員設置事業	中小企業団体情報連絡員設置費 うち謝金 うち会議費等 うち会場借料	人 — —			
10 中小企業連携組織等支援事業	中小企業連携組織等支援事業費	回			
11 官公需資料作成普及事業	官公需資料作成普及費				
総計					

2. 補助対象者名簿

氏名	年齢	設置期間	給料	扶手当	地域手当	寒冷地手当	通手	勤当	期末・ 勤勉手当	住手	居当	超過勤 務手当	給与諸 手当計	福利厚 生費	総合計
指導員計															
職員計															
合計															

(注) 年齢は、当該年度の3月31日現在とする。

番 号
年 月 日

山梨県中小企業団体中央会会長 殿

山 梨 県 知 事 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった上記補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年規則第 2 5 号、以下「補助金等交付規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

なお、本交付決定通知書における用語は、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるところによるものとします。

1. 平成 年 月 日付け 第 号（以下「申請書」という。）をもって申請のあったとおりとする。ただし、補助事業の内容又は経費区分ごとに交付する山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の総額を変更する場合の当該変更に係る金額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 山梨県中央会及び組合等は、補助金等交付規則及び交付要綱並びに別に知事が定めるところに従わなければならない。
3. 山梨県中央会会長は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ交付要綱様式第 3 による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。
4. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

様式第3

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に係る
補助事業の内容及び経費の配分の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった山梨県中小企業
連携組織対策事業費補助金の内 容 を別紙のとおり変更したいので、山梨県中小企業
連携組織対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

様式第3の別紙

1. 変更の内容

事業区分	経費区分	員数等		補助事業に要する経費		補申	助請金額	備考
		変更前	変更後	変更前	変更後			

2. 変更の理由

3. 山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金追加交付申請額（追加交付申請を行うときのみ記入すること）
円 金

4. 山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金追加交付申請額が上記理由となる理由

（注）事業区分、経費区分、員数等は、様式第1の別紙における補助事業計画書のとおりとする。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

指 導 員 （ 職 員 ） 変 更 申 請 書

上記について下記のとおり変更したいので、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金
交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

1. 変 更 者 氏 名

- (1) 退 職 者
- (2) 新たに任命しようとする者（資格区分）

2. 変 更 年 月 日

- (1) 退職年月日
- (2) 新任年月日

3. 変 更 の 理 由

- (備考) ① 新任者の履歴書を添付すること。
② 1の(1)、(2)及び2の(1)、(2)については該当する項目についてのみ
記入すること。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

補 助 対 象 職 員 長 期 欠 勤 届

上記については、（補助対象職員の種類及び氏名）は、下記のとおり3月を超えて欠勤することとなったので、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1. 理 由
2. 欠 勤 開 始 日
3. 出 勤 予 定 日
4. その他必要な事項

（備考） 理由については、診断書等の証明書類を添付すること。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に
係る補助事業の中止（廃止）の承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業を下
記にとおり中止（廃止）したいので、山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱
第 1 2 条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）する補助事業名及び内容
2. 中止（廃止）の理由
3. 補助事業の中止の期間

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に
係る補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業において下記のとおり事故があったので山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

1. 補助事業名及び内容
2. 補助事業の進捗状況
3. 同上に要した経費
4. 事故の内容
5. 事故に対する措置

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2. 補助事業は、交付決定通知書において補助金の交付の対象となった事業を記入すること。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金に
係る補助事業遂行状況報告書

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、平成 年
9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定 平成 年 月 日商総第 一 号
2. 補助金交付決定額 金 円
3. 山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払受領額
金 円

様式第 8 の別紙

4. 経費の支出状況

事業区分	経費区分	交付決定額	9月30日現在の支出額	残額	備考

(注) 事業区分及び経費区分は、様式第 1 の別紙における補助事業計画書のとおりとする。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金補助金に
係る補助事業実績報告書

本会は、平成 年度における上記補助金事業を完了しましたので、山梨県中小企業連
携組織対策事業費補助金交付要綱第15条の規定により、別紙のとおりその実績を報告し
ます。

記

1. 交付決定 平成 年 月 日 第 号
2. 補助金交付決定額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)
3. 山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金受領額 金 円

別紙

様式第9の別紙

1. 補助金実績明細

事業区分	経費区分	員数等		補助事業に要した経費		補助申請額		備考
		交付決定	実績	交付決定	実績	交付決定	実績	

(注) 事業区分、経費区分、員数等は、様式第1の別紙における補助事業計画書のとおりとする。

2. 補助対象者の人件費内訳

氏名	年齢	設置期間	給料	扶手当	地域手当	寒冷地手当	通手当	勤手当	期手当	末手当	住手当	超過勤務手当	給与諸手当計	福利厚生費	総合計
指導員計															
職員計															
合計															

(注) 年齢は当該年度の3月31日現在とする。

3. 事業内容明細（以下に従って作成すること）

(1) 山梨県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するための指導員及び職員を設置する事業

① 旅費（指導員講習会のみ記載）

参加講習名

研修概要

指導員名及び年齢

期間

受講報告書（添付すること）

② 庁費（30万円以上の備品を購入した場合に以下の項目について記載すること）

備品名

価格

(2) 山梨県中央会が指導員等の資質の向上を図る事業

① 旅費（研修を受けた指導員等ごとに記載すること）

参加研修名

研修概要

指導員等名及び年齢

期間

受講報告書（添付すること）

② 研修受講料（研修を受けた指導員等ごとに記載すること）

参加研修名

指導員等名及び年齢

期間

受講報告書（添付すること）

③ 特別資質向上費（受講した指導員等ごとに記載すること）

受講した通信教育・外部研修名及び実施主体名

通信教育・外部研修の内容

指導員名等及び年齢

期間

（注）受講内容、取得した資格名及びその概要、受講により得られた成果等について記載した受講報告書を添付すること。またその際、通信教育、外部研修等の修了証があれば添付すること。

④ 特別研究指導費（対象となる指導員ごとに記載すること）

指導員名及び年齢

主席・主任の別

(3) 山梨県中央会が中小企業連携組織推進指導事業を実施するために必要な備品の取得等の事業

① 庁費

組合台帳作成及び資料費の内容

② ファクシミリ設置費（設置した台数を記載すること）

台数

③ コンピュータ設置費（設置した機器ごとに記載すること）

機器名

台数

④ 支所・出張所借室料（支所・出張所ごとに以下の項目について記載すること）

支所・出張所名

面積

借室料

⑤ 指導用車両設置費

台数（設置した台数を記載すること）

一台当たりの額（平均）

(4) 地域産業実態調査事業（一事業ごとに以下の項目を記載すること）

調査事業名（テーマ名）

調査内容

調査方法（調査対象数及び有効回答数を記載すること）

調査期間

山梨県中央会の支出額（実績ベースである程度内訳を記載すること）

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の額（〃）

備考

（注）事業を委託した場合には、備考欄に委託先、委託契約日、委託の具体的内容及び委託期間を記載すること。

事業の成果を示す資料（添付すること）

(5) 組合への情報提供事業

① 情報誌の発行（情報誌の種類ごとに以下の項目を記載すること）

情報誌名

情報誌の概要

刊行期（隔月刊、旬刊等）

発行部数

備考

② 資料収集加工事業（調査対象者ごとに以下の項目を記載すること）

組合名及び組合の概要

調査テーマ

専門家名及び概要

備考

事業の成果を示す資料（添付すること）

(6) 中央会指導員等研究会開催事業

① ブロック研究会等開催（開催した研究会ごとに以下の項目を記載すること）

開催時期

開催場所

参加者内訳（他県指導員何名、本県指導員何名等と記載すること）

検討内容

開催報告書（添付すること）

備考

② ブロック研究会等出席旅費（研究会ごとに以下の項目を記載すること）

開催時期

開催場所

出席人数

検討内容

参加報告書（添付すること）

③ 中央研究会参加者数（以下の項目を記載すること）

開催時期

開催場所

出席人数

検討内容

参加報告書（添付すること）

(7) 組合指導情報整備事業

① 組合指導情報整備事業費

i システム運用・管理委員会開催（以下の項目を記載すること）

検討の内容

委員名簿

開催回数

備考

ii 情報化担当指導員研修（対象となる指導員ごとに以下の項目を記載すること）

参加者氏名及び年齢

備考

受講報告書（添付すること）

iii 外部研修（対象となる指導員ごとに以下の項目を記載すること）

参加指導員氏名及び年齢

研修機関及び研修内容

期間

備考

（注）受講内容、取得した資格名及びその概要、受講により得られた成果等について記載した受講報告書を添付すること。またその際、研修の修了証があれば添

付すること。

②ネットワーク運営費等

i 通信機器等設置状況（以下の項目について記載すること）

機器の名称

設置場所

加入通信業者名

容量

備考

（注）プロバイダー等の有する機器を利用した場合は、備考欄にプロバイダー名及び容量を記載すること

ii 研修会の実施（一回の研修会ごとに以下の項目について記載すること）

講師の氏名及び概要

研修内容

開催年月日

参加人数

備考

開催報告書（添付すること）

iii 中央会データベースの作成（更新も含む）（以下の項目について記載すること）

中央会データベースの総作成画面数

中央会データベースの内容及び内容ごとの画面数（画面の名称ごとに作成内容と画面数をサイトマップ等の形式で記載すること）

備考

（注）iiiについて事業を委託した場合には、備考欄に委託先、委託契約日、委託の具体的内容及び委託期間を記載すること

（8）組合情報化推進研修事業（一回ごとに以下の項目を記載すること）

研修内容

期日

講師名及び概要

参加人数

山梨県中央会の支出額（実績ベースである程度内訳を記載すること）

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の額（実績）

備考

開催報告書（添付すること）

（9）中小企業団体情報連絡員設置事業

①中小企業団体連絡員について（連絡員一人ごとに記載すること）

情報連絡員の所属団体、役職及び氏名

情報提供件数

情報収集件数

備考

②情報連絡員連絡会議について（会議一回ごとに記載すること）

出席連絡員数

出席指導員数

開催時期

主な検討事項

備考

(10) 中小企業連携組織等支援事業

（組合指導事業については、組合ごとに以下の項目を記載すること）

組合名

実施回数

指導概要（法律相談、経営診断等）

指導テーマ等（実施回数が複数の場合は、一回ごとに記載すること）

専門家の氏名及び資格等

事業に要した額（実績ベースである程度内訳を記載すること）

組合が負担した額（〃）

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の額（実績）

実施報告書（添付すること）

（青年部研究会及び女性部研究会については、団体ごとに以下の項目を記載すること）

青年部または女性部名

実施回数

実施概要（研究会、視察等）

研究テーマ等（実施回数が複数の場合は、回ごとに記載すること）

専門家の氏名及び資格等

事業に要した額（実績ベースである程度内訳を記載すること）

青年部または女性部が負担した額（〃）

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の額（実績）

実施報告書（添付すること）

（研修会の開催事業については、研修内容ごとに以下の項目を記載すること）

研修内容

期日

講師名及び概要

参加人数

事業に要した額（実績ベースである程度内訳を記載すること）

参加者が負担した額（〃）

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金の額（実績）

備考

実施報告書（添付すること）

(11)官公需資料作成普及事業

①収集情報（以下の項目ごとに延べ収集情報件数及び収集先機関数を記載すること）

発注情報（特定品目）

落札情報

競争入札参加資格申請受付情報

一般競争入札関連情報（特定品目以外の物品）

一般競争入札関連情報（役務）

一般競争入札関連情報（工事）

公募型指定競争入札関連情報

総計

②情報提供（以下の項目ごとに、電話等による提供回数、印刷物による提供回数、提供先組合数をそれぞれ記載すること。その他の方法による場合も、同様に方法と回数を記載すること。）

発注情報（特定品目）

落札情報

競争入札参加資格申請受付情報

一般競争入札関連情報（特定品目以外の物品）

一般競争入札関連情報（役務）

一般競争入札関連情報（工事）

公募型指定競争入札関連情報

総計

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

取 得 財 産 の 処 分 承 認 申 請 書

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認をお願いします。

記

1. 品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処 分 の 方 法
4. 処 分 の 理 由

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. の額から 2. の額を控除した額） | 円 |

（注） 1. 別紙として積算の内訳を添付すること

2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 5%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額でない点に留意すること。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった本会に対する上記補助金について、下記の金額の概算払を請求します。

記

金 円也

(請求額算定表)

区 分	金 額
補助金交付決定済額	
補助金概算払受領済額	
今 回 請 求 額	
残 額	

(注) 上記区分において、補助金とは山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金のことをいうものとする。

概算払を2回以上請求する場合であって、交付決定額の変更を行っていない場合は、2回目以降については、なお書きを省略すること。

山 梨 県 知 事 殿

山梨県中小企業団体中央会会長 印

平成 年度山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった本会に対する上記補助金について、下記の金額の精算払を請求します。

記

金 円也

(請求額算定表)

区 分	金 額
補助事業に要した経費	
補助金交付決定額	
補助金確定額	
概算払受領済額	
精算払請求書	

(注) 上記区分において、補助金とは山梨県中小企業連携組織対策事業費補助金のことをいうものとする。